

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十二号

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
3 (略)	2 (略)	3 (略)	2 (略)
2 (略)	1 (略)	2 (略)	1 (略)
1 (略)	0 (略)	1 (略)	0 (略)

附 則
この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。